

参考資料 4	令和 6 年 5 月 20 日
	第 32 期青少年問題協議会 第 4 回定例協議会

第 3 2 期 豊島区青少年問題協議会の運営について

1. 協議会の役割

- ① 地方青少年問題協議会法、豊島区青少年問題協議会条例、及び同要綱（裏面参照）に基づく、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する調査審議、必要な関係行政機関相互の連絡調整
- ② 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議

2. 今期の青少年問題協議会の検討事項

- ① 「豊島区子ども・若者総合計画」の改定
- ② 「豊島区子ども・若者総合計画」検証方法の検討、計画の進捗管理
- ③ 「子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議として、情報共有、連絡調整を行い、支援の内容に関する協議を行う。

3. 委員定数 25 名以内（委員名簿 資料 1 のとおり）

4. 任期 2 年間（原則 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

5. 専門委員会の設置

- 検討事項についての調査審議を効率的かつ専門的見地から行うため、専門委員会を設置する。
- 専門委員は、青少年問題協議会委員のうち、学識経験者の中から 10 名以内で区長が委嘱する。

6. 会議回数

青少年問題協議会の定例協議会は今期 2 年間で 5 回程度、専門委員会は、必要に応じて開催。

7. 令和 5 年度会議スケジュール（予定） 別紙参照

○地方青少年問題協議会法（抜粋）

（設置）

第1条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（相互の連絡）

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

○豊島区青少年問題協議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）をおく。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

（委員の任期）

第3条 前条第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

（会長及び副会長の設置及び権限）

第4条 協議会に会長及び副会長をおく。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（専門委員）

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

○豊島区青少年問題協議会要綱（抜粋）

（協議会）

第4条 協議会は、原則として年2回開催するものとする。

- 2 委員が協議会に議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を協議会の開催10日前までに、子ども家庭部子ども若者課に送付するものとする。
- 3 協議会は、必要と認めるときは、関係機関の職員に出席を求めることができる。

（専門委員）

第5条 条例第6条第2号に規定する専門委員は、協議会の委員のうち学識経験者10名以内とする。

「豊島区青少年問題協議会」の位置づけについて

1. 「豊島区子ども・若者総合計画」について

平成 31 年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン」「豊島区子ども・若者計画」の計画期間満了に伴い、豊島区基本計画における子ども若者分野の計画として、令和 2 年 3 月に「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度）を策定した。本計画は、子ども・若者、子育て施策を推進するための総合計画として、以下の法令に基づく市区町村計画として位置付けるものである。

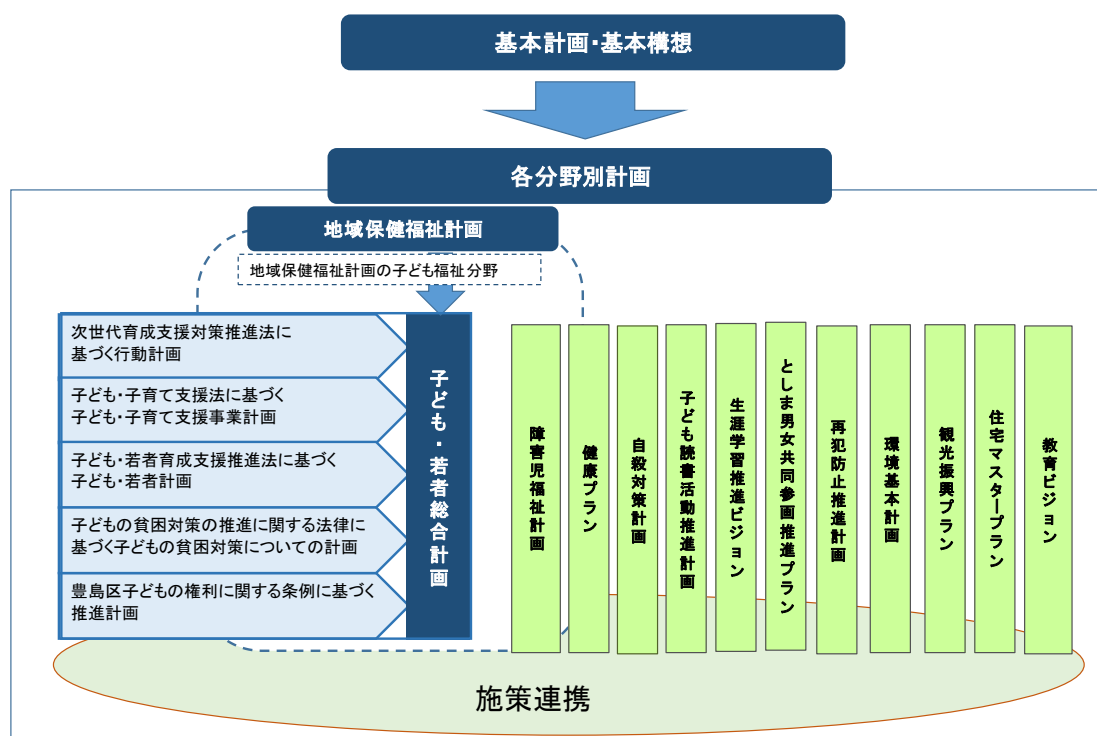
《関連法令における「豊島区子ども・若者総合計画」の位置付け》

- ①「次世代育成支援対策推進法」第 7 条に基づく行動計画
- ②「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画
- ③「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条に基づく子ども・若者計画
- ④「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条に基づく子どもの貧困対策計画
- ⑤「豊島区子どもの権利に関する条例」第 30 条に基づく子どもの権利推進計画

2. 「豊島区青少年問題協議会」について

上記 1 のとおり各種法令に基づく総合的な計画となっている。そのため、計画の検証・推進にあたっては、複数の会議体において各所掌事項について検証し、その結果を踏まえて区が施策を推進する。「豊島区青少年問題協議会」は、子ども・若者総合計画全体（特に、計画第 3 章）の点検・検証および次期計画の検討を行う。

豊島区子ども・若者総合計画の関係図



「豊島区子ども・若者総合計画」の改定について

1、豊島区子ども・若者総合計画の位置づけ・他の計画との関連

- 令和2年4月「すべての子ども・若者の権利が保障され豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり」を基本理念として、「豊島区子どもプラン」を継承しつつ、「子どもの権利推進計画」「子どもの貧困対策についての計画」としても位置付けた計画として策定。
- 豊島区基本計画の子ども若者福祉分野の計画として位置づけられている。
- 社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども分野の計画としても位置付けられている。

※子ども若者総合計画と区の他の計画との関係は3ページの関係図を参照

2、計画の対象

原則として0歳から30歳（一部の施策では概ね39歳）までの子ども、若者及び子育て家庭

3、計画期間

- ・現在の計画 令和2年度～令和6年度までの5年間
- ・改定後の次期計画（予定） 令和7年度～令和11年度までの5年間

4、計画改定の主な予定

- 令和5年度
区民ニーズ調査、ヒアリング調査、調査結果の分析
- 令和6年度
計画案の検討、計画事業の庁内調査、計画案の作成、パブリックコメントの実施、計画書の印刷

5、計画案の策定を検討する会議体

検討組織	検討事項
青少年問題協議会	○豊島区子ども若者総合計画全体の検討
子どもの権利委員会	○子どもの権利推進に関する計画の検討
子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画に関する検討

6、子ども・若者総合計画策定のための調査

(1) 調査目的

下記を把握し、計画策定の基礎資料とする。

- ① 計画策定に必要な、子育て家庭や子ども・若者の生活実態、子ども・若者及び、地域の子ども・若者・子育て家庭を支援する団体や、子ども施設職員の意識
- ② 「子ども・子育て支援事業計画」策定に必要な幼児教育・保育等の利用状況と利用意向

(2) 調査対象

①区民調査

	調査票種類		対象者	件数	H30 回収 率
1	保護者	就学前児童保護者	0～5 歳の子どもの保護者	1,500 件	49.2
2		小学生保護者	6～11 歳の子どもの保護者	1,500 件	47.3
3		中学・高校生等保護者	12～17 歳の子どもの保護者	1,500 件	36.3
4	子ども 若者	小学校 4～6 年生	上記 2 の世帯の 9～11 歳の子ども本人	750 件	37.2
5		中学生・高校生等	上記 3 の世帯の子ども本人	1,500 件	30.3
6		若者	18 歳～29 歳の若者本人	1,500 件	20.1
			合計	8,250 件	36.7

※ 対象者は、住民基本台帳から無作為に抽出

②子ども施設職員・地域団体等調査

	調査票の種類	対象者	件数	H30 回収 率
1	子ども施設職員	保育園、幼稚園、小中学校、子どもスキップ等の職員	300 件	90.7
2	地域団体等	町会長、民生・児童委員、保護司、青少年育成委員等	350 件	60.5
		合計	650 件	74.5

(3) 調査項目の検討

平成 30 年度に実施した『豊島区子どもの実態・意識に関する調査』及び国から示される予定の子ども・子育て支援事業計画量の見込みの算出の手引きの内容等を踏まえ、調査項目を検討する。

調査項目は青少年問題協議会、子どもの権利委員会、子ども子育て会議及び行政で調整し、決定する。青少年問題協議会においては、専門委員会を設置して検討する。

(4) 調査方法

郵送による配布及び回収。WEB 回答にも対応する。調査は 11 月頃に実施し、調査期間は 2 週間程度、回収締切 1 週間後にお礼状兼督促ハガキを送付する。

(5) 調査票の外国語対応

調査票については、英語、中国語、韓国語、やさしい日本語版を各数部ずつ用意し、希望者に子ども若者課窓口にて配布できるようにする。

(6) ヒアリング調査

区職員等による、子ども施設での子どもに対するインタビューと、障害、不登校、性的マイノリティ（多様な性自認・性的指向の人々）外国ルーツ等の支援団体等での子ども・若者へのヒアリングを行う。

7、改定の全体スケジュール

別紙 子ども若者総合計画改定スケジュール参照

8、青少年問題協議会専門委員会の構成

区民調査の調査項目を検討する青少年問題協議会専門委員会の構成は、豊島区青少年問題協議会要綱第5条により、協議会の委員のうち学識経験者10名以内の委員により構成する。

1. 専門委員会の構成

氏名	区分
加藤 悦雄	大学関係等（大妻女子大学）
半田 勝久	大学関係等（日本体育大学）
市川 享子	大学関係等（東海大学）
坂下 睦子	一般公募
中野 航綺	一般公募

◆計画の推進体制のイメージ図

